

31名の支援者で傍聴席あふれる！

東京地裁第1回公判



都教委は黒塗りの資料、直ちに開示せよ！！

勝ち取る会ニュース No.1

みなさんのご支援に感謝します。

四月二十五日（火）東京地裁

立川支部第四〇二法廷において指導力改善研修の制度の問題点を明らかにするための裁判が始まりました。

事前に呼びかけていたこともあり、傍聴席は支援者でいっぱい、傍聴できない人もでるくらいでした。

裁判官の開廷の言葉に続き、原告である府中市小学校教諭のA教諭が意見陳述を読みました。（「意見陳述」は裏面）

A教諭が陳述を読む声は法廷内に響き渡り、言っている内容も聴いている人たちの心に響いたのではないかと思います。

そのあと、原告弁護士団の尾林弁護士が被告代理人にこれまで2年間要請しても開示しない認定理由を開示するように要請しました。

被告代理人は「開示について被告側で協議し、結果を報告したい」と答えましたが、尾林弁護士は「再三、開示するように

要請している。今、お願いしたことではない。開示の期限を決めたい。」と強く主張しました。

結果、東京都教育委員会が四週間後までに認定理由の開示、もしくは報告することが決まりました。

最後に次回法廷が六月二十六（月）に決まり閉廷しました。尚、次回の法廷は今回より傍聴席が多くて広い第四〇四法廷で行われます。

閉廷後に裁判所前で「勝ち取る会」会長の工藤さんや弁護士の方々が支援者に話をしました。

弁護士からは「精神的苦痛からの損害賠償請求事件であるが、東京都教育委員会が実施しているこの制度の問題を明らかにしたい」との力強い言葉が述べられました。

忙しい中、支援に駆けつけてくださった東京都教職員組合、日本国民救援会、三多摩労連の皆様には、心より感謝いたします。

府中市小学校A教諭の職場復帰を勝ちとるため、みなさんの

ご支援をこれからもよろしくお願ひします。

六年前に府中市の小学校に異動したAさんは、校長の判断で、「指導力不足教員」として申請され、子どもと切り離されています。復帰が叶わなければと分限免職に追い込まれます。3月に東京地裁立川支部に提訴しました。理不尽な校長、市教委、都教委また研修センターの対応を訴えました。

東京地裁第2回公判

期日 6月25日（月）午前10時30分開廷

場所 東京地裁立川支部 第404法廷

事務局 〒185-0034 国分寺光町 1-40-12

東京都教職員組合北多摩西支部内

『府中市小学校教員の職場復帰を勝ち取る会』

Tel.042-576-1161

原告意見陳述(原文)

私は、「子どもの成長の力になりたい。子どもに夢を育てあげたい」、そう思って、教師になりました。

前につとめていた職場を退職し、教師になってから、13年目になります。教師を目指したときの思いに、今も変わりません。

授業の中で、「わかった!」「できた!」の声を聞くたびに、子どもたちの成長を感じています。

大変と言われる学級の担任になったことも数多くありますが、子どもたちから「来年もこの学級でいたい」という声があがるような、そんな学級をつくってきました。実際に、子どもたちが直接校長室に行って、「来年もA先生を担任にしてください」と言ったこともあります。

こんな子どもたちの声に、私自身、教師としての生きがい、やりがいを感じていました。

でも、私は今、そんな子どもたちと一緒にいてあげることができません。

指導力不足と認定され、現場を離れて2年になりますが、いまだ、その認定理由の全容は不明確なままです。教育委員会から一部開示された認定理由についても、いずれも事実誤認であったり、そもそも指導力不足の理由にはならないものばかりです。

私の現場復帰を望む声は、同僚の先生方からも上がっていました。このような声にも耳を貸さず、都教委や府中市教委は、なぜ私を指導力不足教員として認定し、現場から排除し続けるのでしょうか。

また、センターでの研修も、明らかに不当です。

研修は基本的に自学ですが、研修全体を通して監視され、言葉を発することすらできません。トイレに行った時間、帰ってきた時間も、すべて記録されます。研究授業後の協議会では、教育員会の方々から、「良くないところ」のみを、ひたすら言われ続けます。このように、研修とは名ばかりで、教師としての自信を喪失させ、尊厳を踏みにじるものと、言わざるを得ません。

このように精神的に苦しい研修でも、現場に復帰できる見通しがあれば、頑張る覚悟はあります。

でも、復帰できる可能性が極めて少ないのが、実情です。指導改善研修で復帰した研修生は、過去3年間、まったくいません。このような事態は、全国の中でも、東京都教育委員会だけです。「研修を行いました。でも改善しませんでした。」という証拠を集め、分限免職でおどし、自ら辞めざるを得ない状況に、追い込んでいくのです。

そのような実態を目の当たりにした私にとって、何より苦痛なのは、「復帰できない」ことです。これは「不安」などというのではなく、「恐怖」です。こうした環境の中、私は心の病になり、今年の1月から病気休職となりました。

私に対する指導力不足等教員の認定も、私に命じられた研修内容も、明らかに不当です。私は、東京都教育委員会が実施しているこの制度の問題点を明らかにするため、この裁判を提起しました。

どうか、公正な審理をお願いいたします。